

## 静岡市市民活動推進協議会 第2回(仮称)市民活動推進条例部会 議事録

と き 平成18年1月17日(火)13:30~15:30

ところ 静岡市役所本館第一委員会室

出席者 部会委員：日詰委員、赤池委員、木村委員、坂野委員

オブザーバー参加：小野寺委員(協議会)、田辺氏(蒲原町NPO審議会副委員長)

蒲原町まちづくり課：佐藤係長(蒲原町NPO審議会事務局)

広報課：望月主査(市民参画推進条例庁内プロジェクトチーム委員)

総務課：加藤参事、野田主査(市民参画推進条例庁内プロジェクトチーム事務局)

市民生活課：田中副主幹、山本主査、宮城島主査

### 1. あいさつ 日詰会長

2. 自己紹介 新たに参加された委員等が多いため、改めて自己紹介を実施。

### 3. 市民参画推進条例と市民活動推進条例の位置付けについて

事務局説明 資料に基づき

資料1：自治基本条例が定める協働のイメージ図

資料2：市民参画条例と市民活動促進条例の関係図

資料3：先進都市の類似条例(狛江市、箕面市、京都市)

#### 意見交換

木村委員：私は市民参画条例と市民活動条例は分けた方がよいと思う。その際、市民活動条例を条例にした場合と、指針にした場合で、どのような違いがあるのか？

日詰委員：指針は努力規定だが、条例になると市民に対しても、行政に対しても、強い拘束力がある。ただし、条例にした場合は裁量の余地や柔軟性がなくなる。

木村委員：そういうことなら、条例の方がよいと思う。私のイメージでは、市民参画条例は自治基本条例をより具体的にしたもので、市民活動条例はアクションプランみたいなものではないかと思っている。

自治基本条例は「何のため、誰のため」というミッション性が薄く、正直に言うと不満がある。例えば、イギリスで首長とNPOとが協働に関する原則を協定としてまとめたコンパクトは、弱者救済という目的が明確になっている。社会の中で声を出せない、存在すらわからない人たちが対象。今、行政に携わる人たちや市民活動している人たちはいわば、生活に困らない勝ち組に入る人たちともいえそうで、もっとマイノリティを意識したものにする必要があると思う。

昨年度に作成した協働マニュアルにも、コンパクトの要旨を掲載してもらって、認めてもら

ったと思っている。日本のコンパクトがつくれればよいと思う。

赤池委員：対象となる人の明確化は私も必要だと思う。自治基本条例は、美辞麗句が多く読みにくい。京都のように一元化して、具体的施策を推進計画などに委任するスタイルの方がわかりやすく、使いやすいと思う。よりわかりやすいもの、参画しやすいものにすべき。

小野寺委員：市民参画条例は、自治基本条例第 10 条、第 11 条、第 25 条を受けて丁寧に表現し、さらに市民活動を促進するものだと思う。私は狛江市の条例がわかりやすいと思う。わかりやすければ、1 本でも 2 本でもよいと思う。

木村委員：易しいものの方がよいが、一本化すると、条数が増えて具体的な施策、手続きが重くなり、前文や理念が軽くなってしまわないか。

日詰委員：1 本にする場合と 2 本にする場合で、メリット、デメリットの研究、議論が必要。

坂野委員：別紙の図を模造紙に書き出し

市民活動条例は「私たちは『こうします』』みたいなものになるとよいと思う。そういう位置付けだとすると条例で縛るのは無理があると思う。市民自身が『どうする』というようなものをつくることになるが、どうやってつくるかが問題。

日詰委員：市民活動を考えるとき、協働は重要なテーマだ。自治基本条例でいうところの市民、つまり、NPO だけでなく、個人、企業も含めた主体がどのように市民活動に取り組み、協働することによって社会的課題を解決しようとするとき、何を保障するのかを議論すべき。

木村委員：市民活動条例には協働は入らないのか？

坂野委員：市民参画条例に協働を規定する。

木村委員：協働は、アクションという意味合いが強いので市民活動条例だと思う。「誰のため、何のため」にまちづくりを進めるのが市民参画条例。協働は手法だから、下位条例の市民活動条例でやるべきではないか。

また、協働をどうすべきかという前に、市民がどうあるべきかを市民参画条例に入れたい。

日詰委員：条例に含む項目として、どのようなものがあるかを参考にしながら考えるのがよいと思う。事務局に資料はありますか？

事務局：前回配布した「論点整理」資料に載せてあります。大きく 3 つにくることができ、一つ目として、前文や目的、定義、基本理念・基本原則、市民・市民活動団体・事業者・市の役割・義務・責務のように総則的な項目、二つ目として、事業提案制度を含む市政への参加・参入機会の確保や団体登録制度のように仕組的な項目、三つ目として、審議会・委員会等の設置、基金、財政的支援、活動拠点の設置などの施策的な項目があります。活動拠点の設置については、本市は設置条例で対応します。

日詰委員：木村委員の主張は施策的項目は市民活動条例ということだと思います。坂野委員はいかがでしょうか。

坂野委員：施策的項目は指針に書かれていると思うが、指針を策定したときには、時代が目まぐるしく変わるから条例のように固定的なものにしない方がよいという議論をした記憶がある。

木村委員：時代や人が変わっても、変わらない部分もあると思う。

坂野委員：変わらないものは市民参画条例に入れたらどうか。

木村委員：支援についても、市民に有利なものは条例で定めてもよいと思う。市役所で、市民活動に積極的な部長や職員が常に担当するとは限らない。例えば、東京では都知事が替わったことで男女共同参画の取り組みが大きく変わった。首長が替わったら施設が閉鎖されてしまった、というようなことでは困る。

日詰委員：指針のように変えやすいということのメリットとデメリットがあると思う。

坂野委員：市民参画条例に具体的なものも盛り込まれるということか？

木村委員：所得が500万円以上の人たちのためではなく、200、300万円の人のための行政とかそういうこと。自治基本条例を誰にもわかるようなものにしたものが市民参画条例。

小野寺委員：市民の役割を規定する条例を、市民自身がつくる方が広く支持されるのではないか。しかし、行政にとっては協働という切り口をメインにした方がよいかもしれない。公共的な資源を使って、公共的な役割を市民がいかに担うか。いわば、協働推進条例というようなものか。

田辺委員：私は教員だが、学校では憲法に連なる教育基本法を元に教育に取り組んでいる。市の条例にはいろいろあるが、どういう関係にあるのかわからない。また、憲法は簡単には変えられない。市の憲法的な位置付けの条例は自治基本条例だが、条例より、憲章の方がよいのではないか。

日詰委員：本来、条例に序列をつけることはできないが、静岡市ではそういうハードルをあえて乗り越えて、自治基本条例を最高規範として位置付け、三層構造の擬似的な体系をつくり、取り組んでいる。

田辺委員：底辺の人たちは、それこそ、こういうものを読んでもわからない。もっとくだけたわかりやすいことばにする必要があると思う。市民参画条例は難しくてもよいが、市民活動条例はもっとわかりやすくしたい。

日詰委員：今までの議論を整理すると、木村委員の意見は不変の理念を2本の条例化で担保するという一方で、坂野委員の意見は2本とするならば条例化は片方にして、もう一方は指針などに委任するという京都市条例型ということではどうか？ また、2本にわけるとということについては、ほぼ決まりということで、みなさんよろしいか？

木村委員：市民参画条例を審議している市民自治推進審議会に対して、この部会としての意見は言えるのか？

事務局：総務課が間に入り伝えることはできる。なお、作業的には部会の方が進んでいる。

木村委員：「誰が、何のために」を市民参画条例にいれてほしい。

日詰委員：理念を重くする必要があると思う。狛江市のように市民参画と市民協働をわけてしまうとメニューの羅列になる可能性がある。支援、仕組みでは物足りない。

坂野委員：市民側がつくるものは、ここではできない。そうすると、市民参画条例から委任を受けるのは指針ではないか。

木村委員：愛知県がやったような協定はどのような位置付けになるのか？

事務局：契約になる。

小野寺委員：すべてのNPO、市民が結んでいるわけではない。

日詰委員：だが、首長がサインする意義は大きい。

木村委員：条例にするか、指針にするかで職員の態度は変わるのか？

事務局：拘束力が違う。ただし、現実にとどの程度拘束されるかどうかは、その内容にもよる。条例にしても、指針にしても、具体的な事柄には拘束されやすいし、抽象的な事柄は取り方によって期待していたとおりに守られるかどうかはわからない。

日詰委員：指針の中で、普遍的な部分を市民活動条例で条例化したらどうか。

事務局：坂野委員の図では、参画と協働はどう区別するか？

小野寺委員：この図で参画を表現することはできないと思う。

坂野委員：参画と協働をわけて考えていない。考えられない。

事務局：資料2の図の点線でくくられた部分の中に「市民」と「NPO」がある。NPOのところは、これからの議論の中で、個人や企業も含む可能性があるが仮に含むとすると、NPO(団体)、個人、企業となり、自治基本条例が定義する市民と同じになる。そうすると市民を二つに分ける必要がなくなりそうなものだが、市民参画権を付与される市民と、協働のパートナーとして事業に共に取り組む市民は重なる場合はあっても違うものだと思うので、あえてわけている。もし、参画と協働が同じものだとするなら、そういう定義付けをするのも静岡のオリジナリティになるかもしれない。

日詰委員：プロジェクトチームでは、引き続き、資料2で整理して考えてくれればよいと思う。市民の位置付けが難しい。

事務局：市民参画はあくまでも市政への参画。

日詰委員：坂野委員の図で市民活動側からの協働が増えていくと、究極的には、行政の役割は企画・立案のみを担うようになるかもしれない。

事務局：市民参画条例は市政への参画だが、総則の理念的な記述の中で市政への参画以外のまちづくり全般について触れることはできる。

日詰委員：坂野委員の図の行政100%の部分も協働かどうかは保留。